

福岡県公報

令和3年2月12日
第 175 号

目 次

告 示 (第118号 - 第127号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) ……………	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) ……………	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	5
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課) ……………	6
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課) ……………	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課) ……………	10
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課) ……………	11
○管理理容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) ……………	11
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) ……………	12
○令和元年度福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用 状況	(県民情報広報課) ……………	12
○意見募集の結果の公示	(私学振興課) ……………	44

○意見募集の結果の公示	(私学振興課) ……………	44
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(薬 務 課) ……………	44
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	44
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	44

告 示

福岡県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第188号宇美須恵都市計画下水道事業宇美公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
宇美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇美須恵都市計画下水道事業宇美公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年12月26日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成29年3月福岡県告示第188号の事業地中、次の区域を変更する。
宇美町 障子岳南二丁目、障子岳南六丁目、貴船三丁目、貴船四丁目及び貴船五丁目の各一部
大字井野字ハスハ及び字岩長浦の各字の一部
平成29年3月福岡県告示第188号の事業地に、次の区域を加える。
宇美町 障子岳五丁目及び障子岳六丁目の各一部
 - (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第186号福岡広域都市計画下水道事業大野城公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業大野城公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月23日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成29年3月福岡県告示第186号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字平1804、1836

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平1804・1836（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成10年8月12日農林水産省告示第1198号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成9年6月27日農林水産省告示第1036号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年2月20日農林水産省告示第271号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月10日農林水産省告示第2374号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに福岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（国有林を除く。）で定めるところによる。

昭和57年8月福岡県告示第1270号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（国有林を除く。）で定めるところによる。

平成8年11月福岡県告示第1887号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字川内1284の1、1286の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和3年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し)

- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
 - キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
 - ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
 - ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)
 - コ 営業概要表(様式第5号)
 - サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
 - シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
 - ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
 - セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
 - ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
 - テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年3月4日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
令和3年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、令和3年3月4日（木曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年3月26日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

この公告の日から令和3年3月25日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年3月25日（木曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政2号会議室（地下1階）

(2) 日時

令和3年3月26日（金曜日）午後4時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第

4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature of the service required : Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6times in a year : April, June, August, October, December, February) .

(2) Time Limit of Tender : 5 : 00 p.m. on March 25, 2021.

(3) Contact Point for the Notice : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
TEL 092-643-3102

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
2 福整第232号-8	令和2年10月12日	令和4年10月1日まで	起点：糸島市大門198番2地先 終点：糸島市大門176番地先	235	11.6~14.5
2 福整第232号-9	令和2年12月24日	令和3年2月28日まで	起点：糟屋郡志免町片峰一丁目2051番1 終点：糟屋郡志免町片峰一丁目2050番1	36.39	5.88~5.9

2 福整第232号-10	令和2年12月21日	令和4年3月31日まで	起点：糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1412-11 終点：糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1407-3	80.0	16.6~21.5
2 福整第232号-11	令和2年12月23日	令和4年10月31日まで	起点：糸島市高来寺229番1地先 終点：糸島市大門705番1地先	727.1	10.9~24.0
2 久整第4635号	令和2年12月2日	令和4年11月30日まで	起点：三井郡大刀洗町大字本郷111番1先 終点：三井郡大刀洗町大字鶴木50番先	2,600	13.4~71.9
2 南整柳第957号-5	令和2年10月14日	令和4年9月30日まで	起点：大川市大字鐘ヶ江24番先 終点：大川市大字鐘ヶ江749番先	293.0	11.6~31.6
2 南整柳第957号-6	令和2年12月2日	令和3年3月31日まで	起点：大川市大字大野島2088番 終点：大川市大字大野島1503番3	147.7	10.1~13.6
2 南整柳第957号-7	令和2年12月7日	令和4年3月31日まで	起点：みやま市高田町江浦町字東百姓開545-1 終点：みやま市高田町江浦町字本丸78-1	560	11.27~19.7
2 南整柳第957号-8	令和2年12月14日	令和4年6月30日まで	①： 起点：柳川市三橋町蒲船津字柿原塚163 終点：柳川市三橋町蒲船津字江湖橋245-1 ②： 起点：柳川市三橋町蒲船津字西新開237 終点：柳川市三橋町蒲船津字三才191 ③： 起点：柳川市三橋町蒲船津字西新開237 終点：柳川市三橋町蒲船津字三才191 ④： 起点：柳川市三橋町蒲船津字三才190-2 終点：柳川市三橋町蒲船津字江湖橋244	①：268.4 ②：113.4 ③：95.7 ④：235.2 ⑤：65.0 ⑥：133.8 ⑦：64.4	①：9.0 ②：6.0 ③：6.0 ④：6.0 ⑤：6.0 ⑥：6.0 ⑦：6.0

			⑤： 起点：柳川市三橋町蒲船津字 柿原塚166 終点：柳川市三橋町蒲船津字 三才190-1 ⑥： 起点：柳川市三橋町蒲船津字 三才191 終点：柳川市三橋町蒲船津字 三才187 ⑦： 起点：柳川市三橋町蒲船津字 三才187 終点：柳川市三橋町蒲船津字 江湖橋246-2		
2南整柳第 957号-9	令和2年 12月14日	令和4年 11月30日 まで	起点：柳川市金納542番3先 終点：柳川市矢加部669番5先	1,210	130~32.0
2女整第 701号-3	令和2年 11月9日	令和4年 10月31日 まで	起点：八女市津江5番5 終点：八女市祈祷院120番2	438.0	126~32.0
2女整第 701号-4	令和2年 12月15日	令和4年 3月31日 まで	起点：筑後市大字前津1362- 2 終点：筑後市大字前津1383- 2	193	15.0
2朝整第 1470号-4	令和2年 10月23日	令和3年 4月30日 まで	起点：朝倉市甘木字京田369- 1の一部、字野間口366-1の 一部 終点：朝倉市甘木字京田367- 3の一部、字野間口366-1の 一部	40.296	8.25
2朝整第 1470号-5	令和2年 11月16日	令和4年 2月28日 まで	起点：朝倉郡筑前町原地蔵字 地藏下2343番3 終点：朝倉郡筑前町原地蔵字 地藏下2355番2	108.489	7.04~7.36
2京整第33 号	令和2年 9月11日	令和4年 3月31日 まで	起点：築上郡築上町大字椎田 960番地7 終点：築上郡築上町大字椎田 961番地7	70.0	20.0~31.7
2京整第33 号-2	令和2年 10月30日	令和3年 3月31日 まで	起点：京都郡みやこ町豊津 1260-17 終点：京都郡みやこ町豊津 1260-23	115.0	8.0

2京整第33 号-3	令和2年 12月21日	令和4年 9月30日 まで	起点：行橋市中央三丁目348- 2 終点：行橋市中央三丁目553- 6	88.0	22.0
2直整第 3464号	令和2年 10月8日	令和4年 9月30日 まで	①： 起点：直方市大字中泉1015番 9地先 終点：直方市大字中泉1015番 9地先 ②： 起点：直方市大字中泉1002番 12地先 終点：直方市大字中泉1002番 11地先	①：23.36 ②：26.00	①：6.3~ 8.5 ②：12.1~ 12.4

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
2福整第 1520号-4	令和2年 10月8日	糟屋郡篠栗町大字田中字深町170番1、 170番4	43.42	4.50（有効 幅員4.05）
2福整第 1520号-5	令和2年 10月9日	糟屋郡粕屋町原町四丁目59番9	33.15	4.5
2福整第 1520号-6	令和2年 12月2日	糟屋郡須恵町大字植木字下小川原679番8 、679番16、679番19	80.65	6.0
2那整第 4861号	令和2年 10月1日	大野城市乙金一丁目504番1、504番3、 504番4	27.66	6.02~6.03
2那整第 4861号-2	令和2年 9月29日	春日市日の出町五丁目12番1	18.10	4.00

2 那 整 第 4861号-3	令和2年 10月6日	太宰府市大佐野三丁目212番3	18.95	5.83
2北整第5 号-2	令和2年 8月26日	遠賀郡遠賀町田園三丁目854番5、855番2、855番10	109.39	5.00~6.10
2北整第5 号-3	令和2年 11月20日	宗像市東郷一丁目975番1	34.99	4.02
2 飯 整 第 968号-6	令和2年 12月21日	飯塚市小正字金本471番1、471番2、471番5	43.89	6.00~6.02
2南整柳第 466号-5	令和2年 11月19日	みやま市瀬高町濱田字井釜口254番1	39.11	6.01
2南整柳第 466号-6	令和2年 12月1日	柳川市三橋町柳河字水深488番9、488番14、486番2の一部	66.99	6.05
2女整第47 号-8	令和2年 10月20日	八女郡広川町大字新代字井手ノ上8番1、8番3、字後口463番2、463番5	68.12	4.30~6.20
2女整第47 号-9	令和2年 11月24日	筑後市大字長浜字田代186番1、186番8	114.78	6.00
2京整第29 号-7	令和2年 10月20日	行橋市泉中央五丁目1185番1	26.26	6.00
2京整第29 号-8	令和2年 10月28日	行橋市西宮市五丁目914番2	25.17	5.00~6.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
2女整第2051号-2	令和2年12月9日	全部廃止	筑後市大字羽犬塚186-8の一部	91.5

2女整第2051号-3	令和2年12月9日	全部廃止	筑後市大字前津1646-2の一部、道路の一部	114.80
2女整第2051号-4	令和2年12月9日	全部廃止	筑後市大字前津823-3	102.90
2女整第2051号-5	令和2年12月9日	全部廃止	筑後市大字西牟田6354-3	418.70
2女整第2051号-6	令和2年12月9日	全部廃止	筑後市大字一条1392-1の一部	34.95
2女整第2051号-7	令和2年12月9日	全部廃止	筑後市大字一条1334-2	173.10

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	令和3年	5月31日（月）、6月7日（月）、6月14日（月）
-----	------	---------------------------

第2回	令和3年	9月13日(月)、9月27日(月)、10月4日(月)
第3回	令和3年	12月6日(月)、12月13日(月)、12月20日(月)
第4回	令和4年	2月14日(月)、2月21日(月)、2月28日(月)

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間

理容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

各回10名

7 受講料

16,000円

公告

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号(電話:092-632-4501)

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	令和3年	5月31日(月)、6月7日(月)、6月14日(月)
第2回	令和3年	9月13日(月)、9月27日(月)、10月4日(月)
第3回	令和3年	12月6日(月)、12月13日(月)、12月20日(月)
第4回	令和4年	2月14日(月)、2月21日(月)、2月28日(月)

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間

美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

各回100名

7 受講料

16,000円

公告

福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第39条及び福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第68条の規定に基づき、令和元年度における福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第1 福岡県情報公開条例の運用状況

1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和元年度の公文書の開示請求件数は1,828件となっています(図1)。

これを開示請求者別に見ると、県内の法人その他の団体が1,083件、県内に住所を有する個人が433件等となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、知事1,502件、警察本部長143件、公社74件、教育委員会65件等となっています(表1)。

なお、知事では、最も開示請求の件数の多かったのは県土整備部の552件、次いで農林水産部の248件、保健医療介護部の229件の順となっており、この3部で知事全体の約68.5パーセントを占めています。

図1 開示請求件数(平成27～令和元年度)

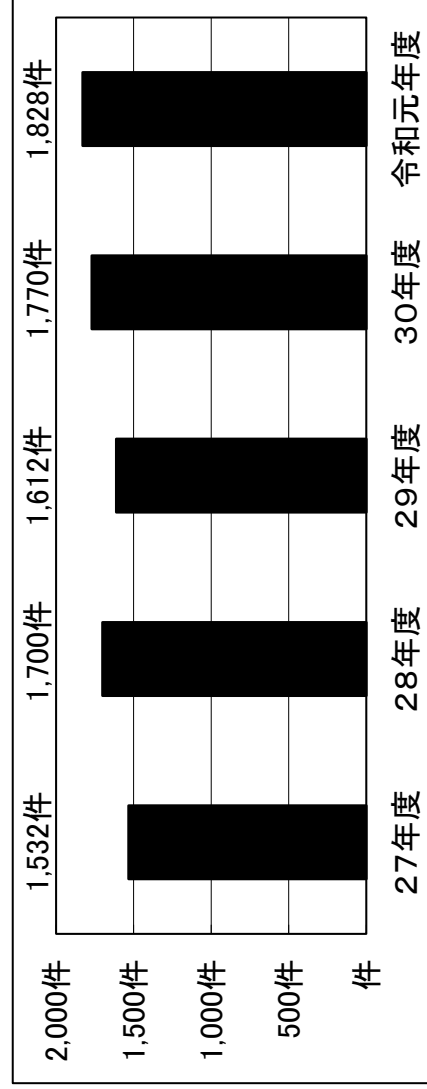


図2 開示請求者別内訳

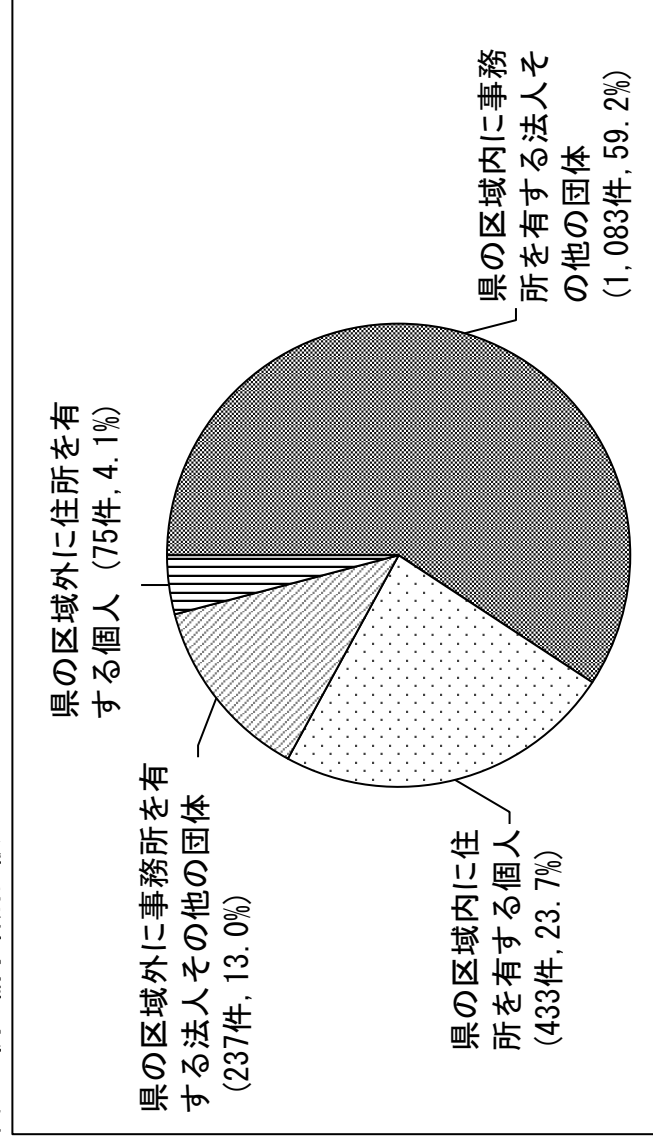
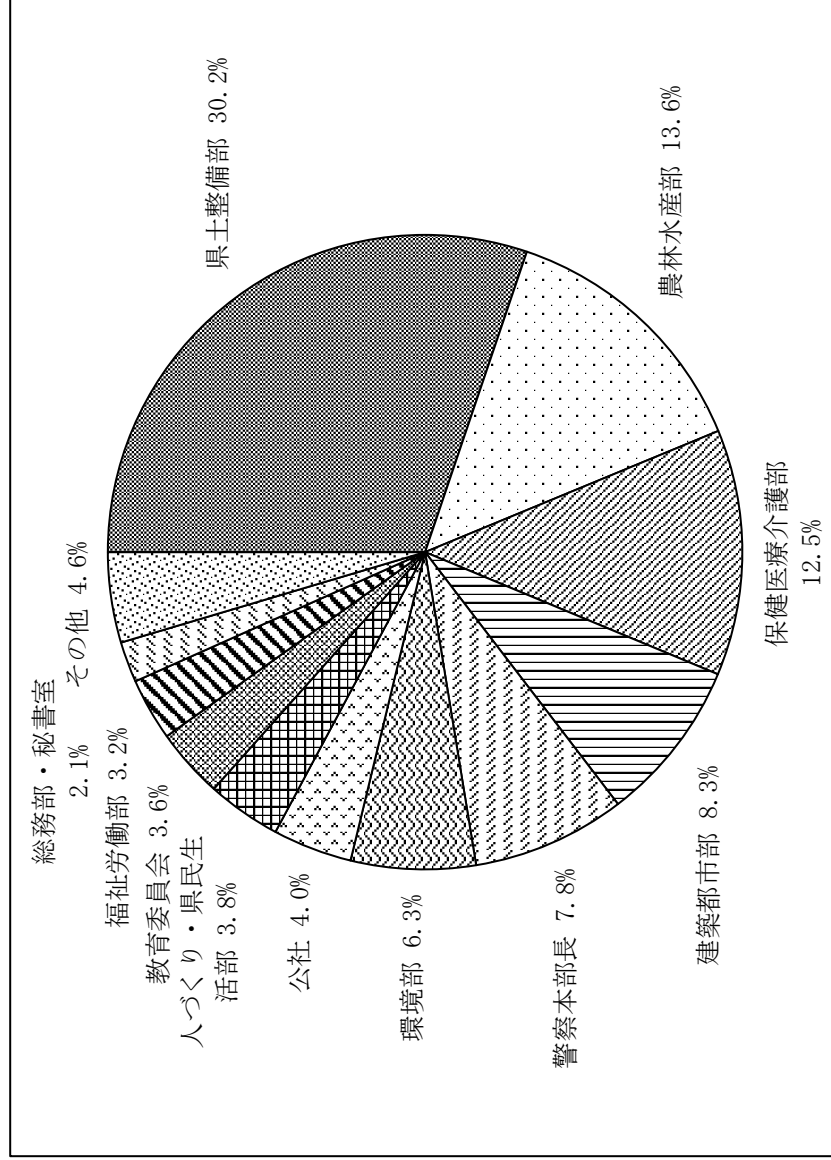


表1 実施機関別開示請求状況

実施機関	請求件数	開示請求の主な内容
総務部、秘書室	38	・ 工事等に係る金入り設計書
企画・地域振興部	9	・ 医療法人の財務諸表等
人づくり・県民生活部	69	・ 工事成績評定通知書
保健医療介護部	229	・ 産業廃棄物処理業者に関する文書
福祉労働部	58	・ 一般競争入札に係る総合評価調査
環境部	116	・ 公益法人の財務諸表等
商工部	31	・ 学校法人の財務諸表等
農林水産部	248	・ 道路の区域変更、供用開始等に係る図面等
県土整備部	552	
建築都市部	152	
会計管理局		
小計	1,502	
議		
公営企業の管理者	3	・ 政務活動費の収支報告書
教育委員会	8	・ 工事等に係る金入り設計書
選挙管理委員会	65	・ 公益法人の財務諸表等
人事委員会	26	・ 政治資金収支報告書
監査委員	3	・ 職員採用試験に関する文書
公安委員会	1	
警察本部長	1	
労働委員会	143	・ 風俗営業の届出に関する文書
収用委員会		・ 工事成績評定通知書
海区漁業調整委員会		
内水面漁場管理委員会		
地方独立行政法人	2	
公社	74	・ 工事等に係る金入り設計書
合計	1,828	

3 実施機関別開示請求状況（構成比）



(2) 開示請求に対する決定の状況

開示請求件数1, 828件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下、取下げの件数115件を除いた1, 713件です(表2)。

また、条例第12条第2項の規定による開示決定等の期間延長を行ったものは76件、条例第13条の規定による開示決定等の特例延長を行ったものは16件ありました(表3)。

表2 実施機関別公文書開示決定状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ	処理中
		開示	部分開示	非開示	却下		
総務部、秘書室	38	18	12	4	4	1	3
企画・地域振興部	9	5	4				
人づくり・県民生活部	69	16	45	3	2		5
保健医療介護部	229	94	96	6	6		33
福祉労働部	58	17	28	6	2		7
環境部	116	34	60	7	7		15
商工部	31	17	11	2	1		1
農林水産部	248	136	93	3	3		16
県土整備部	552	468	64	10	9		10
建築都市部	152	82	57	2	1		11
会計管理局							
小計	1,502	887	470	43	35	1	101
議	3		2				1
公営企業の管理者	8	6	1				1
教育委員会	65	30	25	7	4		3
選挙管理委員会	26	11	15				
人事委員会	3	1	2				
監査委員	1		1				
公安委員会	1			1	1		
警察本部長	143	53	69	14	10		7
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	2	1			1		
公社	74	61	11	1	1		1
合計	1,828	1,050	596	67	52	1	114
(請求件数に対する比率)	(100.00%)	(57.4%)	(32.6%)	(3.7%)	(2.8%)	(0.1%)	(6.2%)

表3 開示決定等の期間延長・特例延長の状況

実施機関	適用条項	
	第12条第2項	第13条
人づくり・県民生活部	5	
保健医療介護部	13	1
福祉労働部	3	2
環境部	4	3
商工部	1	
農林水産部	11	7
県土整備部	19	
建築都市部	4	
教育委員会	5	
監査委員	1	
警察本部長	9	3
地方独立行政法人	1	
合計	76	16

(3) 非開示事由

非開示と部分開示の決定状況について、旧条例第9条第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報報(第1号)に該当するものが2件となっています(表4)。

また、条例第7条第1項の第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報報(第1号)に該当するものが400件、事業情報(第2号)に該当するものが363件、行政運営情報(第4号)に該当するものが94件等となっています(表5)。

表4 非開示事由の事由別適用件数(平成13年7月1日前に作成・取得した公文書)

旧条例第9条第1項各号	適用件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報報	2	2
第2号 事業情報		
第3号 審議・検討等情報		
第4号 行政運営情報		
第5号 任意提供情報		
第6号 捜査等情報		
第7号 法令情報		
第8号 議員個人・会派情報		
合計	2	2

表5 非開示事由の事由別適用件数(平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書)

条例第7条第1項各号	適用件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報報	392	8
第2号 事業情報	360	3
第3号 審議・検討等情報	8	1
第4号 行政運営情報	90	4
第5号 任意提供情報	2	2
第6号 捜査等情報	8	2
第7号 法令情報	3	10
第8号 議員個人・会派情報	2	3
合計	865	18

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

(4) 公文書開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が99,524枚で995,240円、カラーが3,691枚で110,730円等となっています(表6)。

表6 公文書開示請求に係る写しの交付枚数及び金額 (単位:枚、円)

区分	交付枚数	金額
白黒(10円)	99,524	995,240
カラー(30円)	3,691	110,730
録音カセットテープ(120円)		
ビデオカセットテープ(170円)		
CD-R(80円)	298	23,840
マイクロフィルム(10円)		
その他	2	200
合計	103,515	1,130,010

注1 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

注2 「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

2 審査請求の状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和元年度は、審査請求が9件ありました（表7）。

表7 審査請求の状況

答申番号	審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定内容
—	現行犯逮捕の件数等に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R1. 6. 17	R1. 9. 19	—	—	—
—	告訴・告発の受理（不受理）に関する通達・通知等の開示決定及び非開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R1. 7. 18	R1. 12. 12	—	—	—
第202号	下関北九州道路の整備手法検討に関するヒアリング資料の部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R1. 8. 19	R1. 10. 7	R2. 6. 22	R2. 7. 10	取下げ
—	公益通報についての県作成文書に対する公文書非開示決定処分に対する審査請求（令和元年8月8日開示請求分）	知事	R1. 9. 4	-	—	R2. 3. 23	却下
—	公益通報についての県作成文書に対する公文書非開示決定処分に対する審査請求（令和元年9月5日開示請求分）	知事	R1. 9. 30	R2. 3. 23	—	—	—
—	審査請求対応文書に係る公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R1. 10. 11	R2. 1. 20	—	—	—
—	特定事業者の産業廃棄物処分業許可申請に係る変更が生じた事績に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求	知事	R1. 10. 21	R1. 12. 4	—	—	—
—	特定事業費補助金に係る住民監査請求に関する文書の非開示決定及び部分開示決定処分に対する審査請求（令和元年8月5日開示請求分）	監査委員	R1. 12. 4	R2. 1. 22	—	—	—
—	カネミ油症患者診定専門委員名簿の部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R2. 2. 20	R2. 4. 7	—	—	—

（令和2年10月15日現在）

3 福岡県情報公開審査会

情報公開審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第24条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

(1) 福岡県情報公開審査会の開催状況

令和元年度の審査会の開催状況は、次のとおりです（表8）。

表8 審査会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第17期：第8回審査会 平成31年 4月22日	・審査請求について
第9回審査会 令和元年 5月27日	・審査請求について
第10回審査会 令和元年 6月24日	・審査請求について
第11回審査会 令和元年 7月22日	・審査請求について
第12回審査会 令和元年 8月26日	・審査請求について
第13回審査会 令和元年 9月24日	・審査請求について
第14回審査会 令和元年10月28日	・審査請求について
第15回審査会 令和元年11月26日	・審査請求について
第16回審査会 令和元年12月23日	・審査請求について
第17回審査会 令和2年 2月25日	・審査請求について
第18回審査会 令和2年 3月23日	・審査請求について

(2) 福岡県情報公開審査会委員

福岡県情報公開審査会の委員（第17期）は、次のとおりです（表9）。委員の任期は2年となっています。

表9 福岡県情報公開審査会委員名簿（五十音順、現職名は令和2年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
相澤 直子	久留米大学法学部准教授		
坂井 猛	九州大学大学院人間環境学府 ・工学部建築学科教授		
谷口 美香	公認会計士		
馬場 明子	元(株)テレビ西日本編成局編成部専任部長		平成30年9月1日 ～ 令和2年8月31日
三浦 邦俊	弁護士	会長職務 代理者	
柳井 圭子	日本赤十字九州国際看護大学教授		
吉村 敏幸	弁護士	会長	

4 出資法人の情報公開の状況

条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表10）。

なお、令和元年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表10 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の 件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却 下	
4	2	1	0	0	1

5 指定管理者の情報公開の状況

条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表11）。

なお、令和元年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表11 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の 件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却 下	
1	0	1	0	0	0

6 県民情報センター及び地区県民情報コーナーの状況

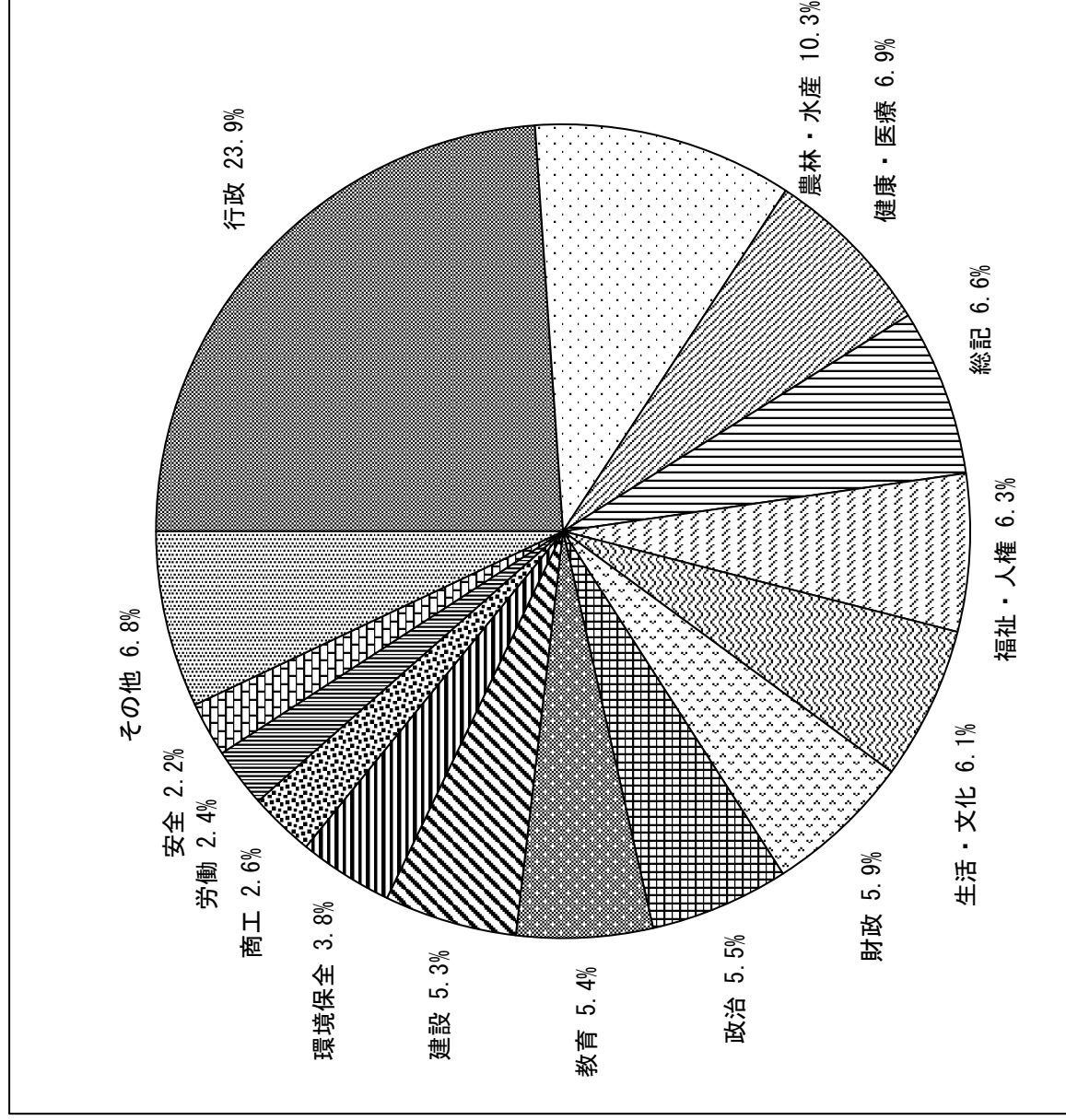
(1) 配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表11、図4）。

表11 配架資料の件数（令和2年3月31日現在）

名称	県民情報センター	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
件数	3,522	1,208	1,209	1,209	4,835	8,357

図4 配架資料の分野別構成比



注 「その他」は、自然・土地・人口、経済、余暇、スポーツ、運輸・通信、エネルギー・資源、資料一般に関するものです。

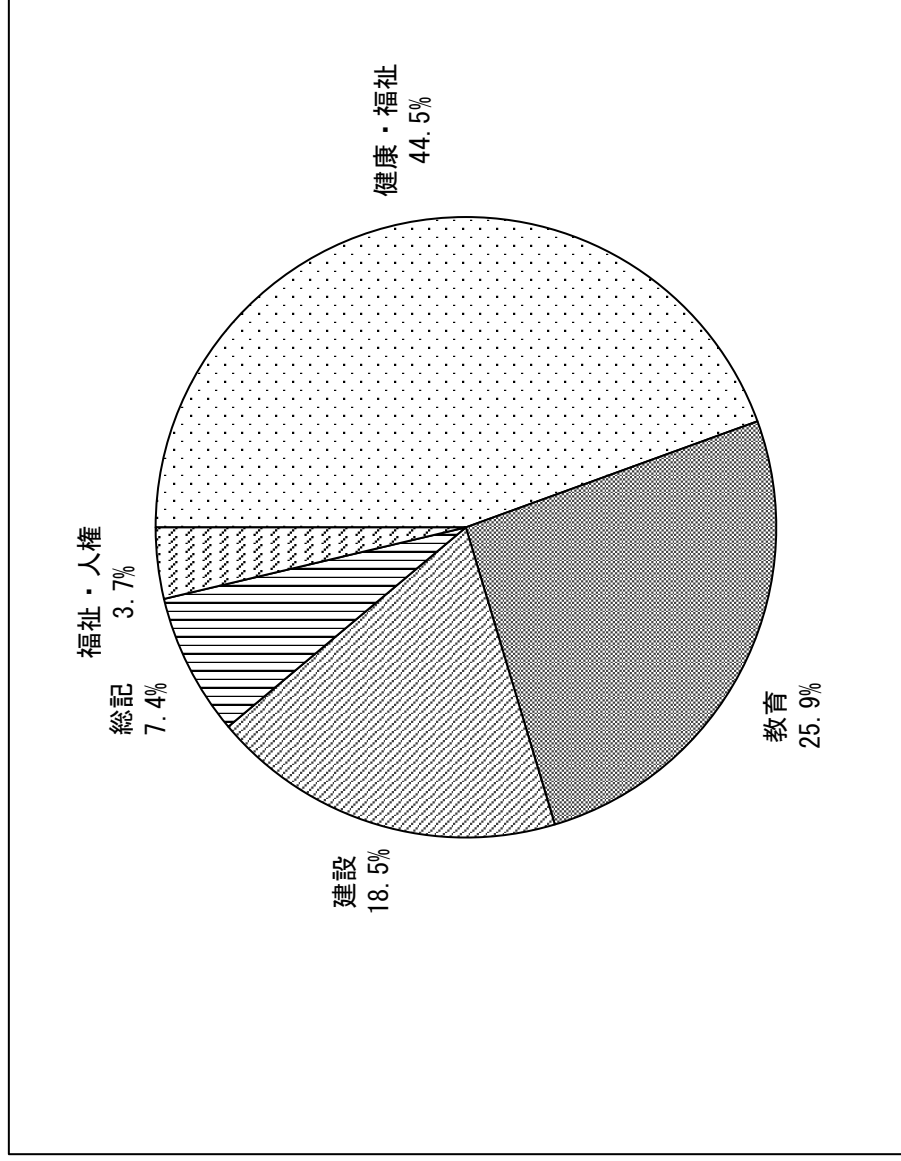
(2) 利用状況

令和元年度の県民情報センター及び地区県民情報コーナーの利用状況は次のとおりです（表12、図5）。

表 12 利用状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	9, 173	33, 620	24
地区県民情報コーナー	北九州	4, 630	0
	筑後	8, 286	2
	筑豊	5, 134	1
	京築	3, 705	0
計	16, 271	55, 375	27

図 5 貸出状況の分野別構成比



注 令和元年度は、自然・土地・人口、行政、政治、経済、財政、生活・文化、余暇・スポーツ、安全、環境保全、労働、運輸・通信、農林・水産、商工、エネルギー資源、資料一般に関する資料の貸出は、ありませんでした。

(3) 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「福岡県

職員録（令和元年度）」等21種類の行政資料を2,231部頒布しました（表13）。

表13 行政資料有償頒布状況

行政資料名	頒布価格	頒布部数	編集課
郷土のものがたり	500円	2	総務部県民情報広報課
郷土のものがたり その2	700円	3	総務部県民情報広報課
福岡県職員倫理条例・規則の手引	150円	4	総務部人事課
遠賀川水系の自然 -自然観察ガイドシリーズ4-	100円	5	環境部自然環境課
四王寺山をみに行こう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ1-	150円	3	環境部自然環境課
城山連山を楽しもう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ2-	150円	3	環境部自然環境課
古処山麓の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ3-	250円	2	環境部自然環境課
矢部川中流域の自然をみよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ4-	150円	1	環境部自然環境課
北九州西部の自然を楽しもう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ5-	100円	3	環境部自然環境課
糸島の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ6-	100円	2	環境部自然環境課
筑豊中南部の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ7-	100円	5	環境部自然環境課
福岡県の希少野生生物 -レッドデータブック2001-	1,800円	1	環境部自然環境課
福岡県の貸金事情（平成30年度）	350円	8	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県の貸金事情（令和元年度）	350円	43	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県職員録（平成30年度）	900円	6	総務部人事課
福岡県職員録（令和元年度）	950円	1,861	総務部人事課
教育便覧（平成30年度）	300円	8	教育庁教育総務部 総務企画課
教育便覧（令和元年度）	350円	74	教育庁教育総務部 総務企画課
若い教師のための教育実践の手引 （平成30年度版）	600円	9	教育庁教育振興部 義務教育課
若い教師のための教育実践の手引 （平成31年度版）	600円	183	教育庁教育振興部 義務教育課
若い教師のための教育実践の手引 （令和2年度版）	700円	5	教育庁教育振興部 義務教育課

第2 福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

令和元年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、533件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が499件、県外に住所を有する個人が34件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長384件、知事77件等となっています（表1）。開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成した職務日誌に記載された自己情報、公立大学入学試験成績に係る自己情報、警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報、警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成27～令和元年度）

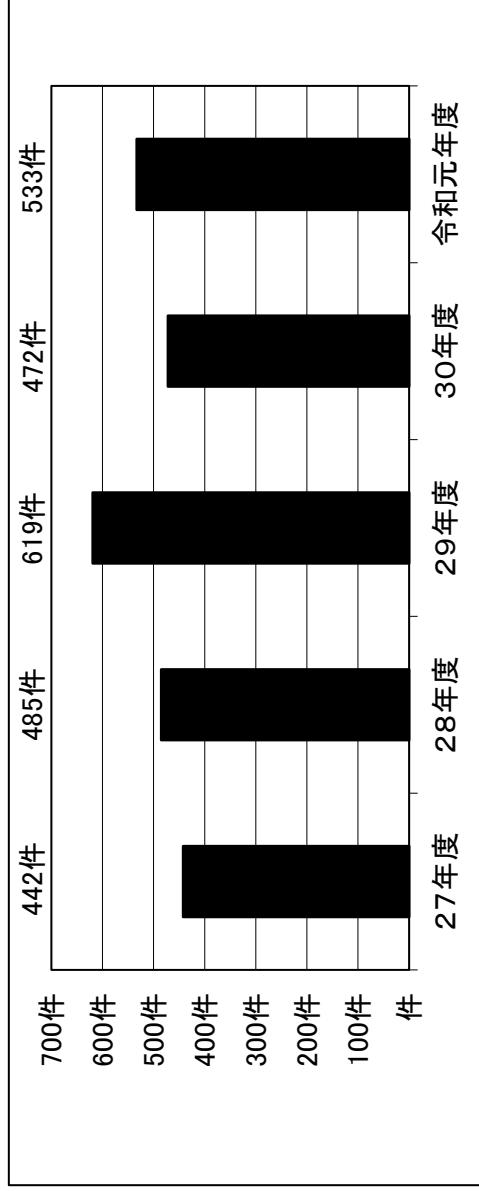


図2 開示請求者別内訳

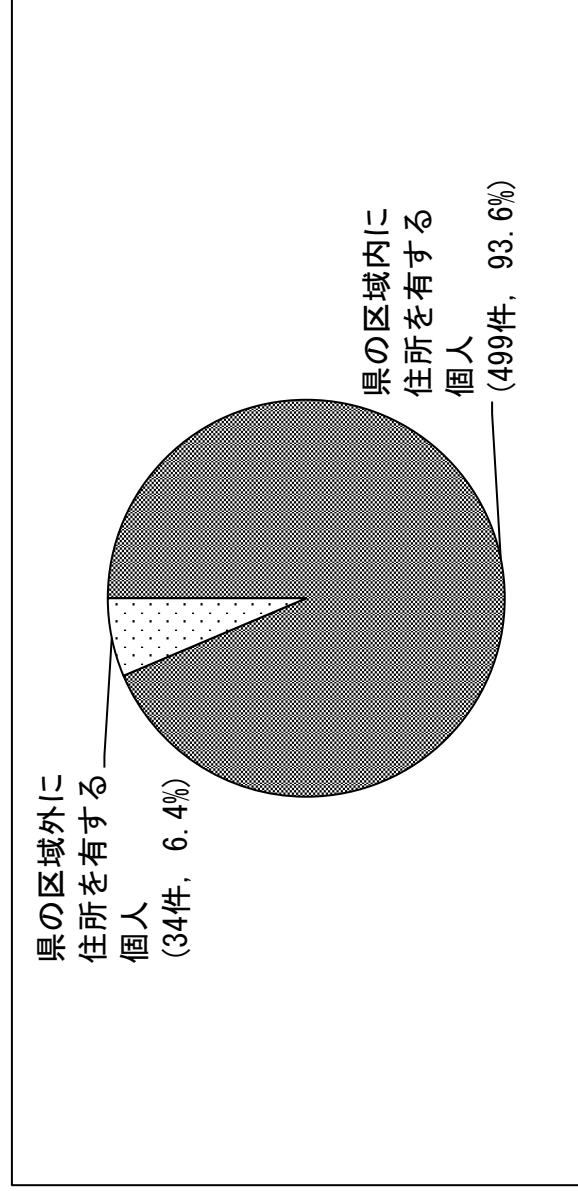


表1 実施機関別個人情報開示請求状況

実施機関	請求 件数	開示請求の主な内容
知	4	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請書に関する個人情報 身体障害者手帳の申請書等に記載された個人情報 各種相談記録に記載された個人情報
	18	
	46	
	4	
77		
議	1	
公営企業の管理者		
教育委員会	11	<ul style="list-style-type: none"> 職員採用試験結果に関する個人情報
選挙管理委員会		
人事委員会		
監査委員会		
公安委員会		
警察本部長	384	<ul style="list-style-type: none"> 相談カードに記載された個人情報 職務日誌に記載された個人情報 物件事故報告書に記載された個人情報 犯罪事件受理簿に記載された個人情報
労働委員会		
収用委員会		
海区漁業調整委員会		
内水面漁場管理委員会		
地方独立行政法人	60	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学入学試験結果に関する個人情報
合計	533	

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求533件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取り下げの件数4件を除いた529件です（表2）。

表2 実施機関個人情報開示請求に対する決定状況

実施機関	請求 件数	決定の状況			取り下げ
		開示	部分開示	不開示 （不存在）	
知	総務部、秘書室	4			
	企画・地域振興部				
	人づくり・県民生活部	3	2		
	保健医療介護部	18	7	1	1
	福祉労働部	46	20		
	環境部	4	2		
	商工部				
	農林水産部				
	県土整備部	1	1		
	建築都市部	1	1		
事	会計管理局				
	小計	77	33	1	1
	議会	1			1
	公営企業の管理者				
	教育委員会	11	8	1	1
	選挙管理委員会				
	人事委員会				
	監査委員				
	公安委員会				
	警察本部長	384	15	366	1
労働委員会					
収用委員会					
海区漁業調整委員会					
内水面漁場管理委員会					
地方独立行政法人	60	59	1		
合計 (請求件数に対する比率)	533 (100.0%)	118 (22.1%)	408 (76.5%)	3 (0.6%)	4 (0.8%)

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、開示請求者以外の個人に関する情報（第1号）に該当するものが301件、警察職員情報（第6号）に該当するものが363件等となっています（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数	
		部分開示	不開示
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	301	301
第2号	事業情報	7	7
第3号	審議・検討等情報	1	1
第4号	行政運営情報	158	158
第5号	評価判断情報	24	24
第6号	警察職員情報	363	363
第7号	捜査等情報	28	28
第8号	法令秘情報		
第9号	未成年者等情報	2	2
第10号	会派情報		
計		884	884

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

エ 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が3,995枚で39,950円、カラーが19枚で570円となっています（表4）。

表4 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額 (単位：枚、円)

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	3,995	39,950
カラー（30円）	19	570
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
CD-R（80円）		
マイクローフィルム（10円）		
その他		
合計	4,014	40,520

注1 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

注2 「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています（（資料）簡易開示一覧表）。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、9,306件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、7,301件の請求があり、請求件数全体の約78.5パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが556件、福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験関係のものが121件、三公立大学入学試験関係のものが504件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成27～令和元年度）

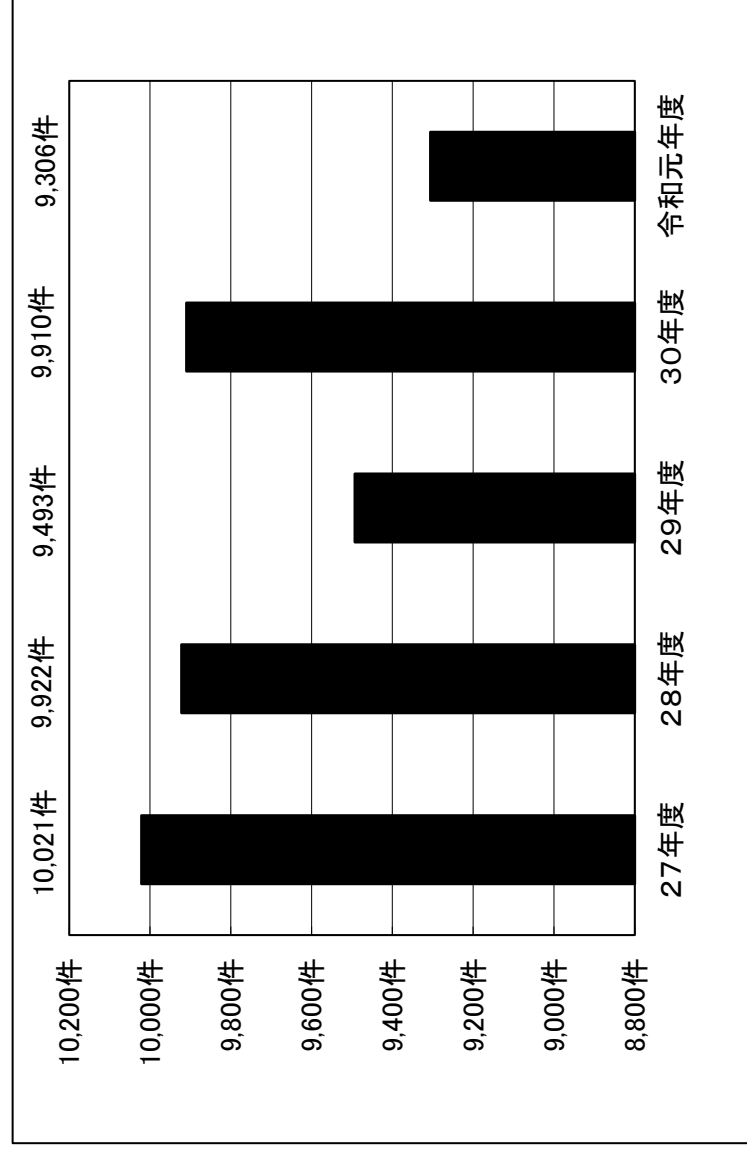


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間	
知事	クリーニング師試験	6	合否発表の日から1か月間	
	製菓衛生師試験	1		
	福岡県ふぐ処理師試験	2		
	毒物劇物取扱者試験	5		
	登録販売者試験	9		
	技能検定試験	8	合否発表の日から1年間	
	事業	職業訓練指導員試験	1	合否発表の日から1か月間
		福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	121	
		福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	3	
		狩猟免許試験	6	
教育委員会	家畜人工授精講習会修業試験	2	合否発表の日から1か月間	
	小計	164		
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,301	合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間	
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	115	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間	
	福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	1	合格発表の日の翌日から1か月間	
	小計	7,417		
	人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	490	合格発表日の翌日から3か月間
		福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	34	
		福岡県職員採用選考試験(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	32	
		小計	556	

警 察 本 部 長	福岡県警察官A（男性）採用試験	26	合格発表日から1か月
	福岡県警察官A（女性）採用試験	7	間。ただし、第1次試験
	福岡県警察官B（男性）採用試験	30	合格者については、最終
	福岡県警察官B（女性）採用試験	16	合格発表日から1か月
	猟銃等講習考査	203	間
	警備員指導教育責任者講習終了考査	194	
	機械警備業務管理者講習終了考査	10	可否発表の日から1か
	警備員等検定学科試験	110	月間
	警備員等検定実技試験	55	
	駐車監視員資格者講習修了考査	14	
小 計	665		
地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	124	4月16日から1か月
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	25	間
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	1	合格発表の日から1か
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試）	116	月間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試以外）	30	学生募集要項に定める
	福岡県立大学入学者選抜試験	148	期間
	福岡県立大学推薦入学試験	60	4月16日から1か月
	小 計	504	間
	合 計	9,306	

2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

令和元年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報及び、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

令和元年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和元年度は、審査請求が3件ありました(表6)。

表6 審査請求の状況

答申番号	審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定内容
—	職業訓練校への苦情に係る個人情報不訂正決定処分に対する審査請求	知事	1. 6. 12	1. 10. 21	—	—	—
—	警察署保護室で撮影された監視カメラの映像に関する個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	1. 6. 19	1. 11. 7	—	—	—
—	職業訓練校に関する問い合わせに係る個人情報不訂正決定処分に対する審査請求	知事	1. 6. 28	1. 9. 4	—	—	—

(令和2年10月15日現在)

5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

令和元年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、3件の苦情相談がありました。

6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

令和元年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7～9）。

表7 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第3回審議会 令和2年3月19日	・個人情報の提供制限に関する例外事項について

表8 第一部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第14期：第12回第一部会 平成31年4月18日	・審査請求について
第13回第一部会 令和元年5月16日	・審査請求について
第14回第一部会 令和元年6月20日	・審査請求について
第15回第一部会 令和元年7月18日	・審査請求について
第16回第一部会 令和元年8月30日	・審査請求について
第17回第一部会 令和元年9月19日	・審査請求について
第18回第一部会 令和元年10月17日	・審査請求について
第19回第一部会 令和元年11月21日	・審査請求について
第20回第一部会 令和元年12月19日	・審査請求について
第21回第一部会 令和2年1月23日	・審査請求について

表9 第二部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第14期：第1回第二部会 令和2年2月20日	・特定個人情報保護評価調書の第三者点検について
第2回第二部会 令和2年3月19日	・特定個人情報保護評価調書の第三者点検について

(2) 諮問及び答申

令和元年度は、個人情報の提供制限に関する例外事項に係る諮問が1件あり、答申がなされました(表10)。また、審査請求事案に係る諮問が3件あり、現在審査を行っています(表6)。加えて、特定個人情報保護評価書に係る諮問が2件あり、答申がなされました(表11)。

表10 個人情報保護審議会の答申 (審査請求については表6参照)

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
個人情報の提供の制限に関する例外について	知事 (環境部)	2.3.16	2.3.19

表11 第二部会の答申

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書(全項目評価書)	知事 (総務部)	2.2.10	2.3.19
住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書(全項目評価書)	知事 (企画・地域振興部)	2.2.10	2.3.19

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第14期）は、次のとおりです（表10）。
委員の任期は2年となっています。

表12 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は令和2年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
江島 玲子	(株) ビスネット消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株) グルーヴノーツ代表取締役会長		平成30年5月13日 ～ 令和2年5月12日
永井 ケイ子	福岡県民生委員児童委員協議会理事 うきは市民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
森 咲子	(株) 咲ら化粧品代表取締役		
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工 学 科教授		

7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりませんとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報に登録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

令和元年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,042件でした(表13)。

表13 令和元年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関	事務の区分及び件数				合計
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	
知事	107	11	19	10	147
総務部、秘書室	74		1		75
企画・地域振興部	108	5	1	1	115
人づくり・県民生活部	179	26	145		350
保健医療介護部	146	17	55		218
福祉労働部	76		26		102
環境部	50	16	12		78
商工部	168	33	62		263
農林水産部	32	6	43		81
県土整備部	113	23	20		156
建築都市部	5				5
会計管理局					
小計	1,058	137	384	11	1,590
議会	13				13
公営企業の管理者	2				2
教育委員会	82	49	76	7	214
選挙管理委員会	6				6
人事委員会	9			4	13
監査委員	3				3
公安委員会	6				6
警察本部長	130				130
労働委員会	9				9
収用委員会	1				1
海区漁業調整委員会					
内水面漁場管理委員会					
地方独立行政法人	55				55
合計	1,374	186	460	22	2,042

注

固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部署の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

(資料) 簡易開示一覧表 (令和2年3月31日現在)

《知事》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員(労務職員を除く。)採用選考試験	総合ランク(不合格者に係るものに限る。)	合否発表の日から1か月間	総務部人事課	閲覧
福岡県職員(労務職員)採用選考試験		合格発表の日から1か月間		
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	保健医療介護部生活衛生課	
製菓衛生師試験			保健医療介護部医療指導課	
福岡県ふぐ処理師試験			保健医療介護部業務課	
福岡県准看護師試験			保健医療介護部業務課	
毒物劇物取扱者試験				
登録販売者試験	試験項目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課	
福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課	
技能検定試験	科目別得点	合否発表の日から1年間	福祉労働部労働局職業能力開発課	個人票の交付
職業訓練指導員試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	福祉労働部労働局職業能力開発課(福岡県立福岡高等技術専門学校との共同管理で実施する訓練に係る選考試験に限る。)及び各高等技術専門学校	
福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験			福岡県立福岡高等技術専門学校との共同管理で実施する訓練に係る選考試験に限る。)及び各高等技術専門学校	
狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の適否	合格発表の日から1か月間	各農林事務所	閲覧
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	商工部工業保安課	
砂利採取業務主任者試験				
農薬指導士認定試験	得点		農林水産部食の安全・地産地消課	
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点		農林水産部畜産課及び各家畜保健衛生所	
福岡県農業大学校入学試験(一般)	総合得点	2次試験合否発表の日から1か月間	福岡県農業大学校	

《教育委員会》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県教育委員会労務職員採用選考試験	第1次試験及び第2次試験についての総合ランク（いづれも不合格者に係るものに限る。）	合否通知を発送した日の翌日から1か月間	福岡県教育庁教育総務部総務企画課	閲覧
福岡県教育委員会職員採用選考試験			福岡県教育庁教育総務部教職員課	
福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間	各県立高等学校	
福岡県立高等学校入学者選抜				
福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	
福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日の翌日から1か月間	各県立特別支援学校	

《人事委員会》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員採用Ⅰ類試験	第1次及び第2次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から3か月間	福岡県人事委員会事務局	交付
福岡県職員採用Ⅱ類試験				
福岡県職員採用Ⅲ類試験				
福岡県職員民間企業等職務経歴者採用試験				
福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。）				

《警察本部長》

開示の対象となる試験又は考査	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県警察官A(男性)採用試験	順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間	総務部総務課情報公開室	閲覧
福岡県警察官A(女性)採用試験				
福岡県警察官A(武道指導)採用試験				
福岡県警察官B(男性)採用試験				
福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験				
福岡県警察官B(女性)採用試験				
福岡県警察官B(武道指導)採用試験				
福岡県警察官C採用試験				
猟銃等講習考査	得点	合否発表の日から1か月間	考査実施場所又は生活安全部生活保安課 福岡県警察警備員教育センター又は生活安全部生活保安課	交付
警備員指導教育責任者講習修了考査				
機械警備業務管理者講習修了考査				
警備員等検定学科試験				
警備員等検定実技試験				
駐車監視員資格者講習修了考査				
駐車監視員資格者認定考査			考査実施場所又は交通部交通指導課	

《九州歯科大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
九州歯科大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	九州歯科大学学務部	閲覧
九州歯科大学アドミッション・オフィス入学生験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力試験の科目別得点	合格発表の日から1か月間	九州歯科大学経営管理部	
九州歯科大学大学院入学者選抜試験	全科目の成績	合格発表の日から1か月間		
福岡県公立大学法人職員採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表の日の翌日から1か月間		

《福岡女子大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡女子大学学部入学者選抜試験(一般入試)	大学入試センター試験の合格点(本学配点による換算点)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	学生募集要項に定める期間	アドミッションセンター	閲覧
福岡女子大学学部入学者選抜試験(一般入試以外)	総合得点		教育企画センター	
福岡女子大学大学院入学者選抜試験	全科目の成績			
公立大学法人福岡女子大学職員採用試験	1次試験：順位、得点 2次試験：順位、得点 3次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	各試験の合格発表の翌日から1か月間	経営管理センター	

《福岡県立大学》

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県立大学入学選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る。)及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	福岡県立大学学務部	閲覧
福岡県立大学推薦入学試験	科目別得点、総合得点及び面接評価			
福岡県立大学社会人特別選抜試験				
福岡県立大学国外就学経験者特別選抜試験				
福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験				
福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験				
福岡県立大学看護学部編入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日の翌月の1日から1か月間		
福岡県立大学大学院入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び面接評価			
福岡県立大学認定看護師教育課程入学試験	科目別得点及び総合得点			
福岡県公立大学法人職員採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表の日の翌日から1か月間	福岡県立大学経営管理部	

公告

「福岡県私立専修学校設置認可審査基準の一部改正案」について、令和2年12月4日から令和3年1月4日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年1月21日に改正しました。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第一係

電話：092-643-3129

メールアドレス：shigaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

「福岡県私立各種学校設置認可審査基準の一部改正案」について、令和2年12月4日から令和3年1月4日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年1月21日に改正しました。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第一係

電話：092-643-3129

メールアドレス：shigaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請

に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年2月12日から令和3年3月13日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈武字組ヶ浦330番1及び330番12から330番33まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前二丁目19番17-211号

株式会社コンフィス

代表取締役 寺園 公教

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町山田峠三丁目1番168から1番284まで並びに遠賀町大字尾崎字友田
1725番4及び1725番21から1725番24まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡志免町別府北一丁目1番10号
株式会社幸和
代表取締役 西田 修一